

用語集

用語集

あ行

■空き地及び空き家等の適正な管理に関する条例

空き地及び空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定め、空き地等が管理不全な状態になることを防止し、市民の生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりを推進することを目的とした条例。

■空家等対策の推進に関する特別措置法

空き家等に関する施策を推進するために必要な事項を定め、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、公共の福祉の増進や地域の振興に寄与することを目的とした法律。

■一団地の住宅施設

都市計画法に定める都市施設のひとつであり、良好な住環境を有する住宅の集団的建設とこれに付随する道路、公園等の施設の総合的な整備を図ることを目的としたもの。

■雨水浸透施設

水害の防止や地下水を土壌に蓄えるため、雨水を地下へ浸透しやすくする装置・設備の総称。

代表的なものに浸透ます、浸透管、透水性舗装等がある。

■延焼遮断帯・延焼遮断機能

震災等による火災時に延焼を防ぐため、道路、鉄道、河川等の整備及びその周辺の建物の不燃化により形成される空間・機能。

■援農ボランティア

農業に関心を持つ市民の参加・協力により、市内農業者との交流を図りながら、農業を応援してくれるボランティアを市民農業大学の中で養成し、アシストを希望する農家に派遣する制度。

■オープンスペース

公園、広場、河川、農地等、建物によって覆われていない土地あるいは敷地内の空き地。

か行

■行政評価制度

政策・施策・事務事業の各段階における行政活動を必要性・有効性・効率性等の様々な視点から評価を行い、効果的に執行されているかを判断し、その改善につなげるために取組む制度。

本市では事務事業評価とともに、大局的な視点から行政の抱える課題を検証し、今後の方向性を明らかにする施策評価を実施。

■緊急輸送道路

阪神淡路大震災での教訓を踏まえ、地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うために指定された道路。

市内には都道をメインとした東京都指定の緊急輸送道路（第1次～第3次）と市道をメインとした市指定の緊急輸送道路がある。

■近隣商業地域

都市計画法に定める用途地域のひとつ。

主に近隣の住宅地の住民に日用品の供給を行うことを目的とした商業施設や、その他の利便施設の立地を誘導する地域。

■景観法

良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、うるおいのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、国民生活の向上や経済・地域社会の健全な発展に寄与することを目的とした法律。

■建ぺい率

敷地面積に対する建築面積の割合を示すもので、都市計画法により用途地域ごとに制限が定められる。

■公園空白地域

街区公園（主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園）の標準誘致距離である半径 250mの範囲に公園がない地域。

■交通基盤

都市生活における円滑な移動を行う上で必要となる交通機能で、道路、歩道等の施設や、鉄道、バス等の公共交通体系を指す。

■交通結節点

鉄道、バス、自動車等、異なる交通手段への乗換え・乗継ぎを行うことのできる場所や施設のことで、多様な交通機能が集中する箇所。

■高齢化社会

高齢化社会とは、人口の高齢化がある一定の水準から次第に高まる状態にある社会を言い、国際連合の基準では高齢化率が7%を超える社会（高齢化率 14%以上を高齡社会、21%以上を超高齡社会）。

■高齢化率

全人口に占める 65 歳以上の割合。

■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、公共の福祉を増進させることを目的とした法律（通称：バリアフリー法）。

■国分寺崖線

武蔵野台地の南側を古い多摩川の流れが削ってできた高さ 10~20mの斜面で、立川市付近から大田区まで約 28 km続いており、目立った崖が本市にあることからこの名がついた。

崖線上の樹林地・崖下の湧水等、都市の中で現在の貴重な自然を残している。

■国分寺市環境基本計画

市の良好で快適な環境を確保するため、環境の保全、回復及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための方策を示した計画（「第二次国分寺市環境基本計画」平成 26 年 3 月改定、計画期間：平成 26 年度から平成 35 年度）。

■国分寺市公共施設等総合管理計画

市内の公共施設や道路・下水道等のインフラ施設を、計画的かつ効率的・効果的に維持管理・更新していくため、基本的な考え方を示す計画。

■国分寺市住宅マスタープラン

国分寺市の住宅施策を総合的に推進するため、市の居住の将来像を示すとともに、実現のための方途を示した計画（計画期間：平成 18 年度から平成 28 年度）。

■国分寺市人口ビジョン

平成 27 年 7 月に策定した、平成 72 年までを対象期間とする今後の市の人口動向や将来展望等をまとめたもの。

■（仮称）国分寺市総合ビジョン

「第四次国分寺市長期総合計画」に次ぐ、国分寺市のあるべき姿を描いた新たな総合的計画。

■国分寺市地域防災計画

震災・風水害時に市民の生命・財産を守るため、災害対策基本法に基づき、災害に係る予防対策、応急復旧対策等の事務または業務を総合的に定めた計画（平成 27 年 7 月修正）。

■国分寺市緑の基本計画

市民・事業者等・市が協働で緑地の保全及び緑化を計画的かつ効果的に推進していくため、市の緑全般についての将来像を示し、具体的な取組みや指針を定めた計画（「国分寺市緑の基本計画 2011」平成 23 年 3 月改定、計画期間：平成 23 年度~平成 42 年度）。

■国立社会保障・人口問題研究所

厚生労働省に所属する国立研究所で、国内人口や世帯の動向の分析、国内外の社会保障政策や制度に関する調査により、社会政策の基礎となる研究を行う機関。

さ行

■災害対策本部

市役所に設置し、市幹部職員及び消防関係職員等で構成。

関係機関との連絡調整や災害対策活動方針を協議、決定する。

■JR中央線連続立体交差事業

JR中央本線三鷹駅から立川駅間約13.1kmを連続立体交差化し、踏切道の解消、都市計画道路の立体化、側道の整備を進める事業。

平成22年度に全区間の高架化が完了し、三鷹駅・立川駅間のすべての踏切が廃止された。

■市街地

住宅や商業、業務等の産業機能が集積した土地や地域。

そのうち、住宅や商業施設、業務施設、工場や緑地など複数の用途の土地利用が複合している市街地を複合市街地、人口や商業、行政機能が特に集中している市街地を中心市街地という。

■市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、市街地内の、土地利用の細分化や老朽化した木造建築物の密集、十分な公共施設がないなどの都市機能の低下がみられる地域において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とし、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事業。

■敷地面積の最低限度

新たに土地を分割して建築物を建てる場合の

敷地面積の最低限度を用途地域で定めるもの。

小規模な敷地が増加することで、市街地全体に建て詰まりの状態が発生し、日照、通風、防災等の環境が悪化することを防止することを目的とする。

■自然資源

樹林地、崖線の緑地、農地、河川等の自然的な要素。

■自然生態系

自然やそれらに支えられて生きる野生の生きもの等が複雑に関係しあって成り立つ自然の仕組み。

■市民農業大学

市が実施する市民を対象とした農業学習事業で、地元農業者の指導のもと、年間（4月から12月）を通じて農作物の播種・定植から除草などの農場管理、収穫に至る一連の作業に取り組む体験学習を実施。

学習を通して市民の農業への理解と関心を深めるとともに、市民農園利用者への助言・指導者の育成が目的。

■社寺林

寺院や神社の境内に植生している樹林（鎮守の森等）。

一般の社寺林ではスギ、ヒノキ、クスノキ等の常緑樹が多いが、市内ではケヤキ等の落葉樹が多い。

■樹林地

樹木や竹類がまとまって生息している土地。

■準工業地域

都市計画法に定める用途地域のひとつ。

主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域。

■小規模開発事業等指導要綱

まちづくり条例の開発基本計画の届出を対象としない小規模開発事業等について、まちづくり条例の基本理念にのっとり事業者に要請する協力の内容を定めることにより、良好な地域環境の形成に寄与することを目的として定めた要綱。

■ショッピングモール

商店街や繁華街においてつくられた、歩行者優先の買い物広場、遊歩道、ポケットパーク等の総称。

楽しく買い物や散歩、休憩ができるよう、ベンチや喫茶店、花壇、時計、照明、サイン、モニメント等が配置されることが多い。

■親水機能

河川等で水に触れたり、接したりして水に親しむことができる機能。

■新耐震基準

建築物や工作物を設計する際、想定される地震災害に耐える構造の基準を定めたもの。

特に昭和 56 年6月に改正された建築基準法施行令に定める基準を指す。

■生活圏

地域住民が生活機能を共有し、通勤・通学や買物、医療等の日常生活を営み、生活の土台としている圏域。

■生活道路

一般的に、整備された幹線道路ネットワーク内で、通勤・通学や買物、近隣との往来など、主として地域住民の日常生活に利用される道路。

■生産緑地地区

市街化区域内の農地を保全することにより、公害や災害の防止、豊かな都市環境の形成を目的とした地域地区のひとつ。

指定要件に、農林漁業等の生産活動が営まれていること、面積が 500 m²以上あることなどがある。

指定後は、農地等の宅地並課税を免除されるが、指定から 30 年間の営農義務等の制限が設けられる。

■生物多様性

自然を構成する動物・植物・微生物等の生物種及びその遺伝子の多様さと、生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を包括的に指す言葉。

た行

■第一種低層住居専用地域

都市計画法に定める用途地域のひとつ。

低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域で、市の面積のうち、約7割を占める。

■体験農園

農家が開設する農園で、資材や道具等は農家が用意し、農家の指導により市民が野菜づくりを体験するもの。

■耐震診断・耐震改修

耐震診断は、地震に対して建物が、どの程度耐えることができるのか、新耐震基準（昭和 56 年6月）に基づき、建物の図面や実地調査で地震に対する安全性を調べることをいう。

耐震改修は、耐震診断を受けた結果、耐震性に問題がある建物の補強工事をいう。

耐震補強を施す代表的な部分として、建物の基礎、土台、壁、柱、梁、筋かい、屋根の対策等がある。

■胎内堀跡

玉川上水から武蔵野台地へ引水するための分水路のひとつで、他の分水路と交差する箇所に地中を通るトンネル状に築かれた堀。

現在は流水はなく、水路跡の横穴と堀さらい用の縦穴が一部に残る。

■第四次国分寺市長期総合計画

市の長期的かつ総合的なまちづくりの指針

として、最上位に位置づけられる計画で、「基本構想」と「基本計画」から構成される（計画期間：平成 19 年度から平成 28 年度）。

■地域主権改革関連3法

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、「国と地方の協議の場に関する法律」、「地方自治法の一部を改正する法律」の3法。

■地区計画

都市計画法に基づく制度で、比較的小規模で身近な地区をひとつの単位として、地域住民と市で話し合い、地区の将来像やまちづくりの方向性を決めるとともに、道路・公園等の配置や建築物のルールを定めることで、地区の特性に応じたまちづくりを推進できる手法。

■地区防災センター

災害対策本部と地域を結ぶ情報伝達や物資供給の拠点であり、市と市民が協力して運営。

市内では市立小中学校、都立国分寺高校及び東京経済大学を指定。

■地区本部

地域住民の安否確認、救援・救助、各家庭への情報提供や物資配給等の活動を行なう拠点。

自治会・町内会、自主防災組織等が予め決めた場所に自主的に設置し、市民が中心となり運営。

■治水機能

河川の改良・保全により、洪水によって起こる災害から河川の周辺に住む人々や土地を守る機能。

■通過交通

ある地域内の建物や施設等を目的地とはせず、地域内の道路を単に通過するだけで、別の地域を目的地とする交通。例えば、別の地域に向かうために、ある地域内の生活道路を抜け道として利用するような交通が挙げられる。

■特別用途地区

都市計画法で定める地域地区のひとつ。

土地利用の増進や環境の保護等の特別の目的を実現するため、用途地域を補完し、特定の建築物の用途等を制限または緩和することが必要な区域に指定する地区。

■都市基盤

都市生活、産業供給を行う上で必要な基盤となる施設のこと。道路、鉄道、河川、上下水道等の土木施設や、学校、病院、文化施設等の公共施設。

■都市計画基礎調査

都市計画法第6条に基づき、都市における人口、産業、土地利用、交通等の現況及び将来の見通しを定期的に把握し、客観的・定量的なデータに基づいた都市計画の運用を行うための基礎資料とするための調査。

おおむね5年ごとに実施されており、直近では平成 24 年度に実施。

■都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画法に基づき、都道府県の都市計画の基本的な方針を定めるもので、長期的・広域的な視点から都市の将来像を明確にし、実現に向けた方針、方策を示す。

東京都における都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に基づき、各区市町村が地域に密着した都市計画の方針である都市計画マスタープランを定める。

■都市公園

都市公園法に基づき地方公共団体または国が設置する公園または緑地。

街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園または特殊公園に分類できる。

■都市計画河川

市民生活にうるおいと憩いのある都市環境、良好な水辺景観をもたらす都市施設として、都市計画法に基づいて都市計画決定された河川。

■都市計画審議会

都市計画法の規定に基づき設置する都市計画行政の円滑な運営を図ることを目的に、都市計画に関する計画案や事項を調査審議するための機関。

識見を有する者、市議会の議員及び公募により選出された市民で組織する。

■都市計画提案制度

都市計画法に基づき、土地所有者等やまちづくりNPO法人等が、一定の条件を満たした場合、都道府県または市町村に都市計画の決定または変更を提案できる制度。

まちづくり条例では、本制度を市民が積極的に活用できるよう支援・手続に関する規定を設けている。

■都市計画道路

都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。

■都市農業

市街地及びその周辺の地域において行われる農業。

■都市緑地法

都市における緑地の保全とともに、緑化や都市公園の整備を推進することにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした法律。

■都市施設

都市に必要な要素として都市計画法に定める施設で、道路、公園、河川、下水道、教育文化施設等の総称。

■土地の高度利用

都市計画法、建築基準法等に定める諸制度を活用し、中高層建築物または容積率の高い建築物を建築することにより、土地をより効率的に利用する方策。

は行

■バリアフリー

高齢者や障害者等が社会生活していく上での物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障害（バリア）を除去するという考え方。

歩道のバリアフリー化の場合は、歩道面の勾配を緩やかにする、段差を解消する、点字ブロックを表示するなどが挙げられ、高齢者・障害者等が円滑に移動できるようにすること。

平成28年4月施行の障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）においても、通行、利用しにくい施設、設備等、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められている。

■ビオトープ

生き物を表す「ビオ（バイオ）」と、場所を表す「トープ（トープ）」を組み合わせたドイツ語の造語で、野生生物が持続的に生息できる生息空間。

■避難場所

地震・風水害等の災害の危険から身の安全を守るため、一時的に避難する空間や施設の総称。

■ぶんバス

交通不便地域の解消、交通弱者の移動手段の確保、公共施設のアクセス向上のため、市内を運行する地域バス（コミュニティバス）で、市内で5ルートを運行。

■壁面後退

建築物の外壁（またはこれに代わる柱の面）を、道路や敷地の境界線から一定距離後退させる制限。

■防火地域・準防火地域

都市計画法で定める地域地区のひとつ。

市街地における火災の危険を防除するため定める地域。建築基準法により、防火地域及び準防火地域のそれぞれで建築物等に対する具体的な制限を規定。

■防災備蓄倉庫

災害に備え、資機材や食料を備蓄している倉庫。
市内では、市立小・中学校、都立国分寺高校、東京経済大学及び地域センター等の災害時の避難所や避難場所となる施設に設置。

■防災まちづくり推進地区

「安全で住みよい、まちづくり」を実現するため、地域の団体（自治会や町会）と市が協定を結び、地域住民と市が協力して防災まちづくりを進めていくための地区。

■防風林

風害を防ぐために農地や農家等に設けている森林。

■ポケットパーク

主に道路整備や交差点の改良によって生まれたスペースを利用し、ベンチ等を設置して作った小規模な公園。

ま行

■まちづくり協議会

まちづくり条例に基づき、地区まちづくり計画、テーマ型まちづくり計画または都市農地まちづくり計画の案を策定しようとする団体で、その目的または活動の方針がまちづくりの基本理念に沿っているなどの基準を満たし、市長が認定した団体。

■まちづくり資源

市内の自然資源や歴史文化資源等、地域の特徴や魅力をつくりだしているもので、まちづくりを進めるために活かしていくべきまちの要素。

■まちづくり市民会議

まちづくり条例の規定に基づき設置する国分寺市のまちづくりの推進を図るために必要な事項を審議する機関。

公募により選出された市民等と識見を有する者で組織する。

■名水百選

昭和 60 年に旧環境庁が、国内の優れた自然水を再認識し、自然・水環境保護への関心を高めるため、水質や環境に優れた湧水・地下水・河川・用水のうち、100 か所を選定したもの。

や行

■屋敷林

一般に、農家等において、防風や防雪を目的に建物の周りに植栽された林。

本市では、ケヤキ、シラカシ等の高木が多い。

■優先整備路線

都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、東京都と特別区及び 28 市町が共同で策定した都市計画道路の整備方針【事業化計画】の中で、おおむね 10 年間で優先的に整備すべきと定めた路線。過去 3 回にわたり策定し、平成 28 年度からは第四次事業化計画（平成 28 年度から平成 37 年度まで）がスタートする。

■ユニバーサルデザイン

文化・言語の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計・デザイン。

できるだけ多くの人々が利用可能なデザインにすることを基本的な考えとしており、デザインの対象を障害者に限定していない点が一般にいわゆる「バリアフリー」と異なる。

■容積率

敷地面積に対する建築物の延べ面積の割合を示すもので、都市計画法により用途地域ごとに制限が定められる。

■用途地域

都市計画法で定める地域地区のひとつ。

市内を住宅地、商業地、工業地等に区分し、まちの環境を良好に、また美しくつくるために考えられた仕組み。

現在の都市計画法では住居系で7種類、商業系で2種類、工業系で3種類の計12種類が定められており、このうち市内では、住居系5種類（第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域）、商業系2種類（近隣商業地域、商業地域）、工業系1種類（準工業地域）の計8種類を指定。

ら行

■ライフライン事業者

電気、ガス、水道、交通等、日常生活に必須となるインフラの供給を行う事業者。

■歴史文化資源

武蔵国分寺跡や東山道武蔵路、伝鎌倉街道や社寺等の市の歴史文化的な要素。

資料編

資料編

関連データ集

本編の内容や掲載している資料等に関連するデータ等を以下に整理します。

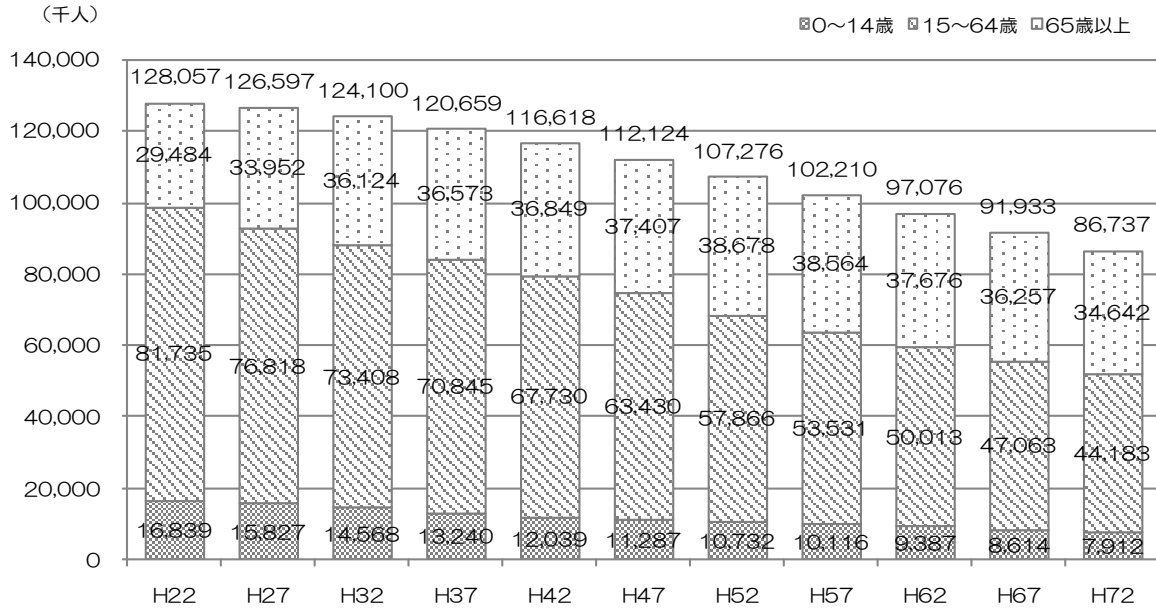
都市計画法の主な改正(旧都市マス策定(平成12年3月)以降)

⇒本編：p.5 関連

改正年月日	主な改正内容
平成14年7月12日	<ul style="list-style-type: none"> 土地所有者、まちづくりNPO等による都市計画提案制度の創設 地区計画制度の拡充 ※再開発等促進区、高度利用地区型地区整備計画の創設
平成15年6月20日	<ul style="list-style-type: none"> 防災再開発方針を防災街区整備方針に改め、新たに防災公共施設等の整備に関する計画を定めることを位置づけ 地域地区への特定防災街区整備地区の追加等
平成16年6月2日	<ul style="list-style-type: none"> 特例容積率適用区域の拡充 ※商業地域以外(一部を除く)でも特例容積率適用区域を定めることが可能、区域内での建築物の高さの最高限度を定めることが可能
平成16年6月18日	<ul style="list-style-type: none"> 地区計画内の地区整備計画で定める事項に建築物の緑化率の最低限度、樹林地・草地等の保全に関する事項を追加
平成16年6月18日	<ul style="list-style-type: none"> 景観行政団体が定める条例により開発許可基準に景観計画に定める基準の追加が可能 地域地区における美観地区の廃止、景観地区の追加
平成18年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> 開発許可基準に宅地造成に伴う災害の防止に係る基準を追加
平成18年5月31日	<ul style="list-style-type: none"> 大規模集客施設に係る立地規制 ※1万㎡を超える大規模集客施設については商業地域、近隣商業地域、準工業地域に限定 準都市計画区域制度の拡充 開発許可制度の見直し ※市街化調整区域内の大規模開発を許可できる基準の廃止、病院・庁舎等の公共公益施設を開発許可の対象 用途を緩和する地区計画制度の創設 ※開発整備促進区の創設 都市計画手続の円滑化、広域調整手続の充実
平成23年5月2日	<ul style="list-style-type: none"> 市町村への都市計画決定権限の移譲 ※市決定の都市計画に係る都道府県知事の同意の廃止(協議は必要)

日本の将来推計人口

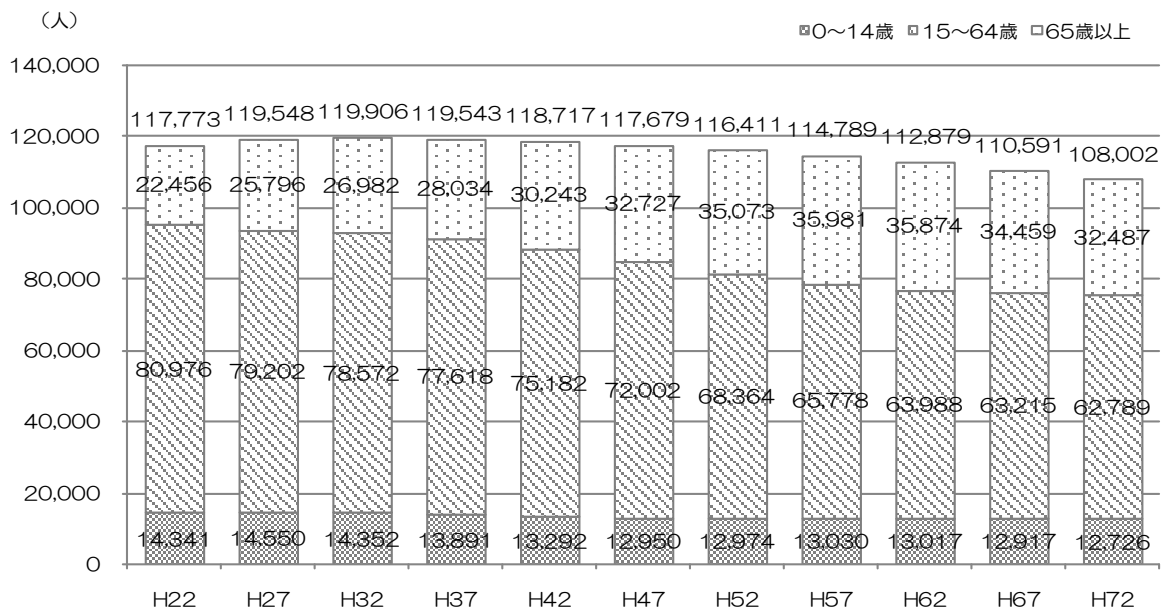
⇒本編：p. 5 関連



資料：日本の将来推計人口（平成24年1月推計）／国立社会保障・人口問題研究所

国分寺市の将来推計人口

⇒本編：p. 5 関連



資料：国分寺市人口ビジョン（平成27年7月）

市内の通勤・通学人口(1日あたり)

⇒本編：p. 8 関連

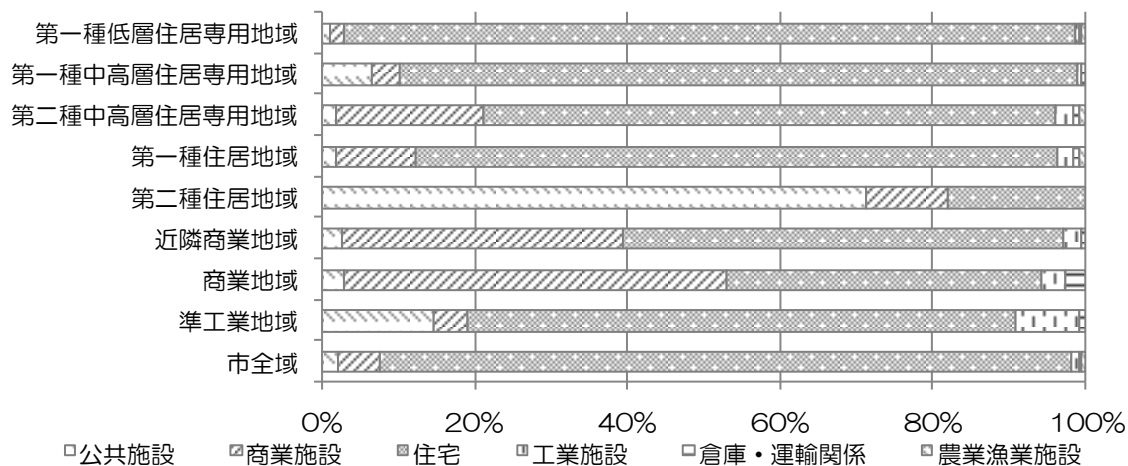


資料：平成 22 年国勢調査

用途地域別の用途別建物棟数比

⇒本編：p. 34 関連

		公共施設	商業施設	住宅	工業施設	倉庫・ 運輸関係	農業漁業 施設	合計
第一種低層 住居専用地域	棟数(棟)	244	425	21,907	128	51	122	22,877
	割合(%)	1.1	1.9	95.8	0.6	0.2	0.5	100.0
第一種中高層 住居専用地域	棟数(棟)	103	56	1,356	11	6	0	1,532
	割合(%)	6.7	3.7	88.5	0.7	0.4	0.0	100.0
第二種中高層 住居専用地域	棟数(棟)	24	243	932	31	11	8	1,249
	割合(%)	1.9	19.5	74.6	2.5	0.9	0.6	100.0
第一種住居地域	棟数(棟)	37	214	1,687	43	14	15	2,010
	割合(%)	1.8	10.6	83.9	2.1	0.7	0.7	100.0
第二種住居地域	棟数(棟)	146	22	37	0	0	0	205
	割合(%)	71.2	10.7	18.0	0.0	0.0	0.0	100.0
近隣商業地域	棟数(棟)	22	302	471	18	5	0	818
	割合(%)	2.7	36.9	57.6	2.2	0.6	0.0	100.0
商業地域	棟数(棟)	24	390	322	24	21	0	781
	割合(%)	3.1	49.9	41.2	3.1	2.7	0.0	100.0
準工業地域	棟数(棟)	66	19	320	38	3	0	446
	割合(%)	14.8	4.3	71.7	8.5	0.7	0.0	100.0
市全域	棟数(棟)	666	1,671	27,032	293	111	145	29,918
	割合(%)	2.2	5.6	90.4	1.0	0.4	0.5	100.0



資料：平成 24 年度 土地利用現況調査

国分寺市と近隣市の産業大分類の事業所数の割合

⇒ 本編：p. 36 関連

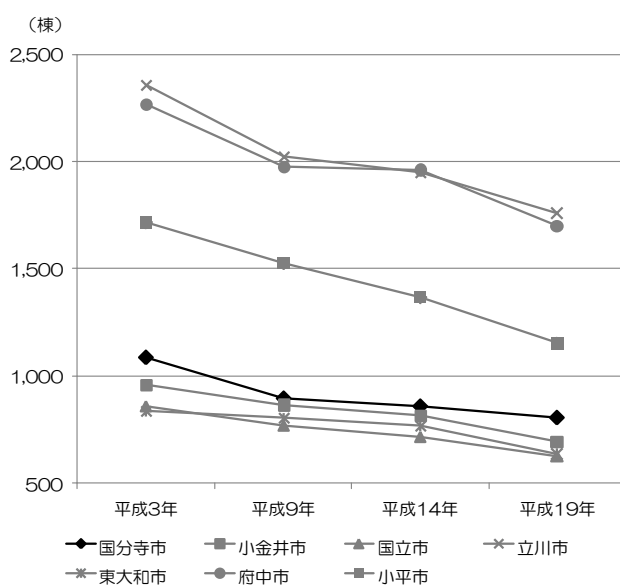
	国分寺市	小金井市	国立市	立川市	東大和市	府中市	小平市
農業、林業	0.2%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.2%	0.2%
漁業	-	-	0.0%	-	-	0.0%	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	0.0%	-	-	-
建設業	7.6%	7.1%	6.6%	8.4%	14.1%	10.8%	11.1%
製造業	2.7%	3.0%	2.7%	4.0%	5.5%	4.9%	4.7%
電気・ガス・熱供給・水道業	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%
情報通信業	2.8%	1.9%	2.2%	2.6%	1.2%	2.1%	1.3%
運輸業、郵便業	0.9%	1.0%	2.0%	1.8%	2.1%	1.7%	1.4%
卸売業、小売業	23.5%	24.2%	24.2%	25.5%	24.0%	23.2%	24.6%
金融業、保険業	1.2%	1.3%	0.8%	2.8%	1.4%	1.4%	1.4%
不動産業、物品賃貸業	9.1%	10.3%	11.7%	8.3%	6.7%	10.9%	8.1%
学術研究、専門・技術サービス業	5.4%	5.6%	5.6%	5.4%	3.6%	4.1%	4.1%
宿泊業、飲食サービス業	17.0%	14.3%	13.3%	15.3%	13.7%	14.0%	13.7%
生活関連サービス業、娯楽業	8.7%	10.1%	9.2%	8.5%	9.8%	9.0%	10.0%
教育、学習支援業	5.1%	4.8%	5.7%	3.5%	4.2%	3.7%	5.2%
医療、福祉	10.6%	11.2%	10.0%	6.9%	8.4%	8.1%	9.4%
複合サービス事業	0.3%	0.4%	0.5%	0.3%	0.4%	0.3%	0.4%
サービス業（他に分類されないもの）	4.8%	4.6%	5.6%	6.4%	4.8%	5.6%	4.4%

資料：平成24年経済センサス-活動調査

国分寺市と近隣市の卸売業・小売業の事業所数の推移

⇒ 本編：p. 36 関連

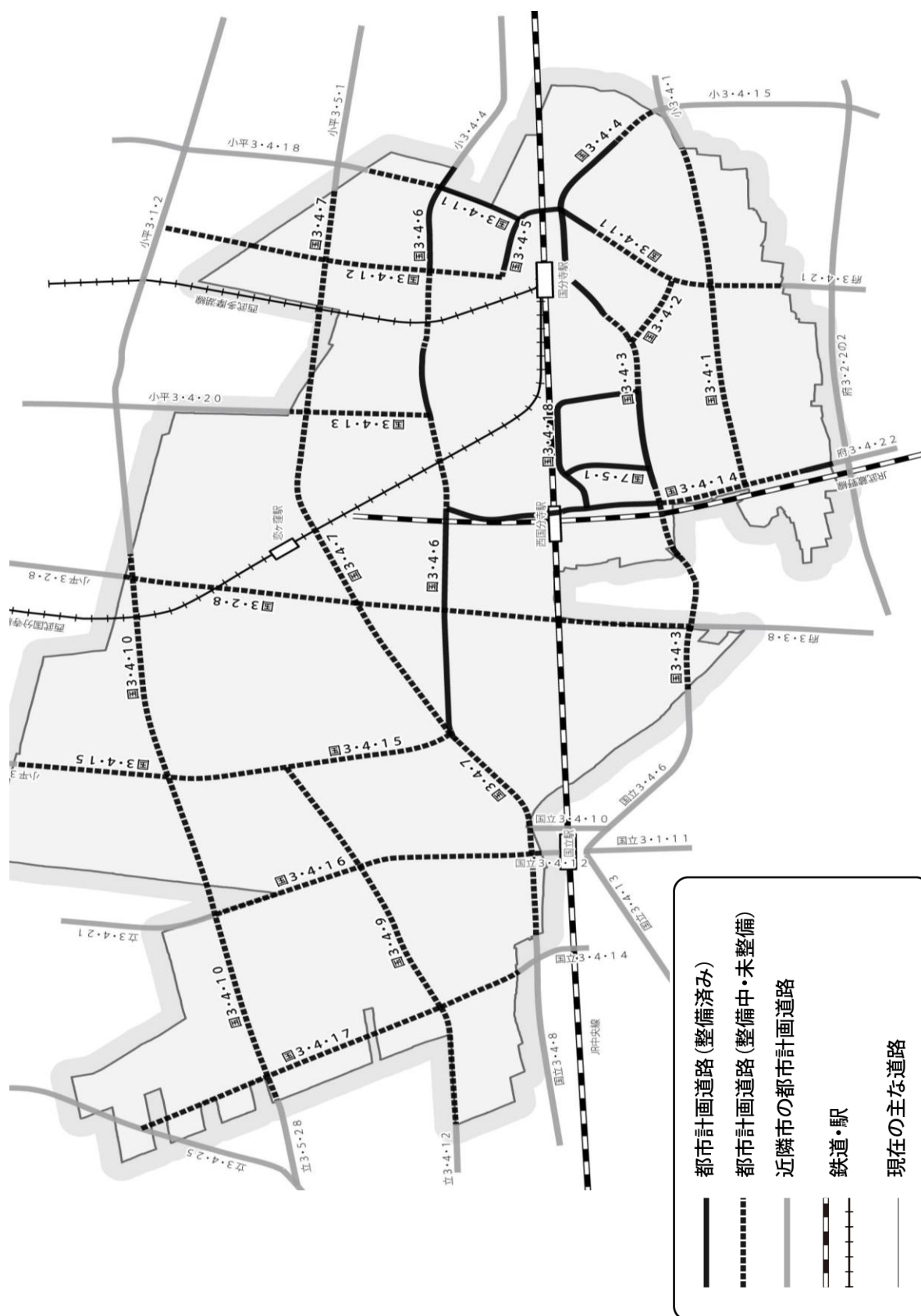
	(棟)			
	平成3年	平成9年	平成14年	平成19年
国分寺市	1,089	897	858	808
小金井市	963	863	819	695
国立市	861	770	718	629
立川市	2,364	2,027	1,955	1,760
東大和市	839	808	771	636
府中市	2,271	1,982	1,962	1,703
小平市	1,717	1,528	1,370	1,155



資料：商業統計（平成3年，平成9年，平成14年，平成19年）

国分寺市内の都市計画道路の整備状況(平成 27 年3月 31 日現在)

⇒ 本編：p. 43 関連

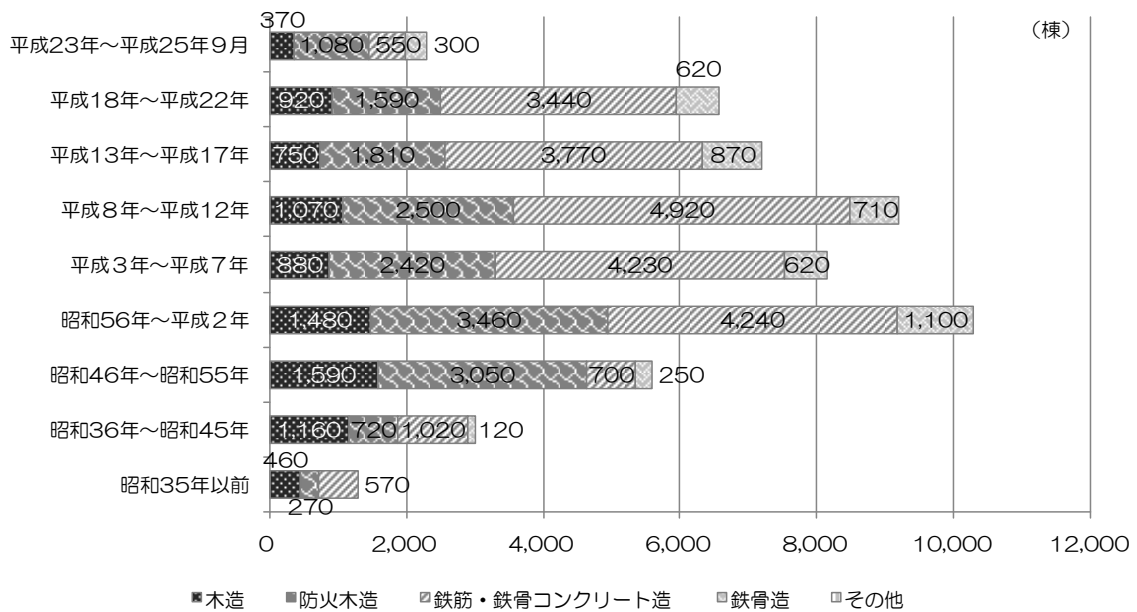


※本内容は整備状況の概略位置を示したものであり、内容の完全なる正確性を保証するものではありません。

建築時期別構造別住宅数

⇒ 本編：p. 59 関連

住宅の種類・構造	総数		構造別・建築年別内訳								
	住宅数	構造別割合	昭和35年以前	昭和36年～昭和45年	昭和46年～昭和55年	昭和56年～平成2年	平成3年～平成7年	平成8年～平成12年	平成13年～平成17年	平成18年～平成22年	平成23年～平成25年9月
木造	10,340	16.8%	460	1,160	1,590	1,480	880	1,070	750	920	370
防火木造	19,780	32.2%	270	720	3,050	3,460	2,420	2,500	1,810	1,590	1,080
鉄筋・鉄骨 コンクリート造	25,180	41.0%	570	1,020	700	4,240	4,230	4,920	3,770	3,440	550
鉄骨造	6,160	10.0%	—	120	250	1,100	620	710	870	620	300
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
住宅総数	61,450	100.0%	1,300	3,020	5,590	10,270	8,140	9,190	7,210	6,570	2,310



※棟数は、1位を四捨五入して10位までを有効数字としているため必ずしも総数と一致しません。

※建築年が不明な建物があり、構造別・建築年別の合計値は必ずしも総数に一致しません。

資料：平成25年住宅・土地統計調査

都市計画マスタープラン策定の経緯

旧都市マスタープラン(平成12年3月策定)のまちづくりのテーマ

旧都市マスでは、協働のまちづくりを推進していくために以下のまちづくりのテーマを設定しました。「Ⅴ 実現のための方策 / 2. まちづくり条例に基づく協働のまちづくり」(p.127)においても示したとおり、今後も本テーマの理念は引き継ぎ、協働のまちづくりを積極的に取り組んでいきます。

まちづくりのテーマ

『こくぶんじ 恋のまち』

「恋」とは、ひとを想い、なにかを一所懸命に思うことです。その土地にもう一度遊んでみたい、その物にもう一度接してみたいという強い気持ちを表します。

遠く離れた場所にいても、いとおしさを感じ、大切にすることのできるようなまち、「こくぶんじ 恋のまち」を、協働のまちづくりで住みよいまちにしていきたいと思います。

□"ひと"が主人公。

"ひと"に恋されるまち、まちに恋する"ひと"を育てましょう

国分寺市のまちづくりでは、"ひと"が主人公です。豊かな環境のもとで暮らしを営み、"ひと"がまちに恋ごころを抱くような、都市としてのさまざまな魅力をつくりだしていくことが重要であると考えます。

武蔵野の面影を残す緑豊かなまち、武蔵国分寺跡をシンボルとして歴史文化が息づくまち、誰もが安心して健康に暮らせるまち、都市の便利さを享受できるまち、社会情勢の変容に応じて常に新しい魅力を備えたまち……

先人が緑や歴史文化などの豊かな環境を遺してくれたように、これらを守り、育みながら、より暮らしやすく、より魅力あるまちを次の世代に遺しましょう。

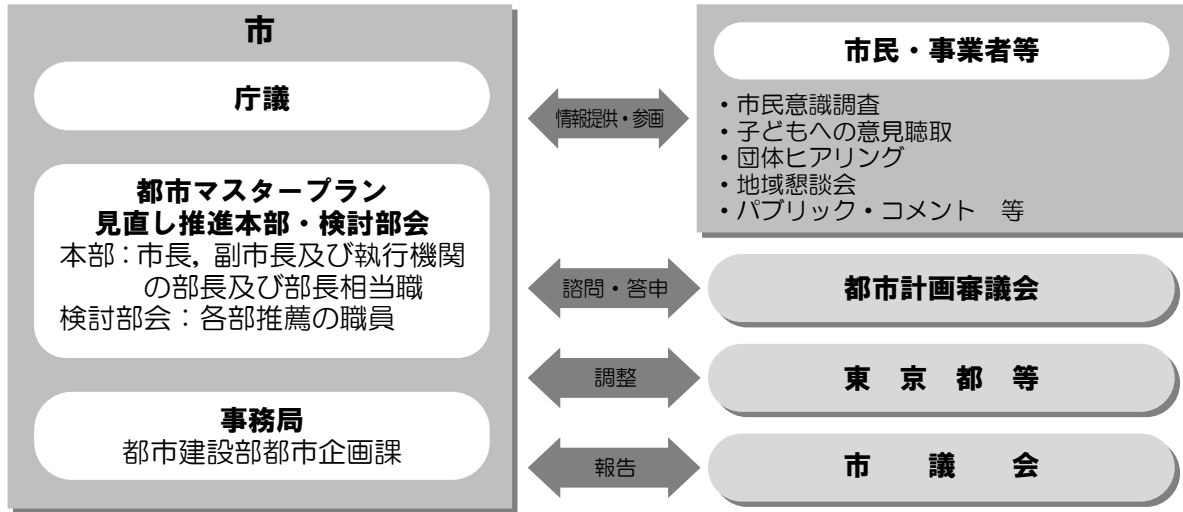
そこで育った子どもたちが、やがてふるさととして誇ることでできるまちにしたいものです。

□住宅都市として、暮らしやすいまちをつくりましょう

国分寺市のまちづくりでは、郊外の住宅都市としての特徴をふまえて、暮らしをとりまく環境をより良いものにしていくことを中心とします。

歴史文化の継承、快適な都市の環境づくり、生活の利便性の向上、産業の育成など、すべては「住宅都市として暮らしやすいまちをつくるために、なにが必要か」という姿勢でまちづくりを考えます。

都市計画マスタープランの検討体制



都市計画マスタープラン策定までの経緯



市民・事業者等の参加

市民意向の把握

市民意識調査

期間	平成 26 年 5 月 30 日（金）～平成 26 年 6 月 16 日（月）
対象	18 歳以上の市民
サンプリング条件	住民基本台帳から 3,000 人を無作為抽出
配布方法	郵送配布・郵送回収
回収結果	1,140 件（回収率 38%）
市報掲載	平成 26 年 6 月 1 日号「市民アンケート調査」

子どもへの意見聴取（小学生を対象とした特別授業の実施）

開催学校	第二小学校（市西部）	第七小学校（市東部）
対象学年	6年生（4クラス）139名	5年生（2クラス）65名
開催日	平成 26 年 11 月 18 日（火）3・4限	平成 26 年 11 月 27 日（木）3・4限

<授業で用いたスライド>



<授業風景>



団体ヒアリング

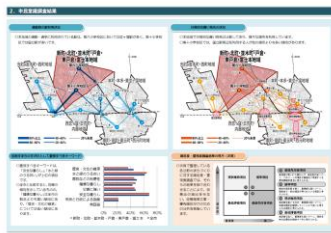
期間	平成 26 年 10 月～平成 27 年 2 月
対象（実施団体数）	○各種団体等へのヒアリング 大規模敷地所有者（4団体）、一般規模の店舗・工場等（1団体） 不動産関係（1団体）、商工農業関係（2団体） まちづくりに取組む市民団体等（4団体） ○市内で活動する団体等の希望により実施したヒアリング（4団体）
市報掲載	平成 26 年 9 月 15 日号「団体ヒアリング希望団体の募集」 平成 26 年 12 月 15 日号「団体ヒアリング希望団体の再募集」

地域懇談会

【第1回：地域の現状・課題について】

期間	平成26年10月～平成26年11月	
回数	5地域各2回（合計10回）	
参加者	59名	
市報掲載	平成26年10月1日号「地域懇談会を開催します」	
各回の概要	新町・北町・並木町・戸倉・東戸倉 ・富士本地域	日時：平成26年10月8日（水）19:00～21:00 会場：並木公民館 講座室 参加者：10名
		日時：平成26年10月11日（土）10:00～12:00 会場：国分寺市役所第一・二委員会室 参加者：5名
	西恋ヶ窪・日吉町・内藤地域	日時：平成26年10月15日（水）19:00～21:00 会場：恋ヶ窪公民館 会議室 参加者：6名
		日時：平成26年10月19日（日）10:00～12:00 会場：内藤地域センター 集会室・会議室 参加者：2名
	本町・本多・東恋ヶ窪地域	日時：平成26年10月22日（水）19:00～21:00 会場：市立Lホール 参加者：9名
		日時：平成26年10月26日（日）9:30～11:30 会場：けやきスポーツセンター 会議室 参加者：5名
	南町・東元町・西元町・泉町地域	日時：平成26年10月29日（水）19:00～21:00 会場：市立Lホール 参加者：5名
		日時：平成26年11月1日（土）10:00～12:00 会場：もともち公民館 視聴覚室 参加者：5名
	高木町・光町・西町地域	日時：平成26年11月5日（水）19:00～21:00 会場：ひかりプラザ 203・204 会議室 参加者：7名
		日時：平成26年11月9日（日）10:00～12:00 会場：西町地域センター 集会室・会議室 参加者：5名

<配布資料>



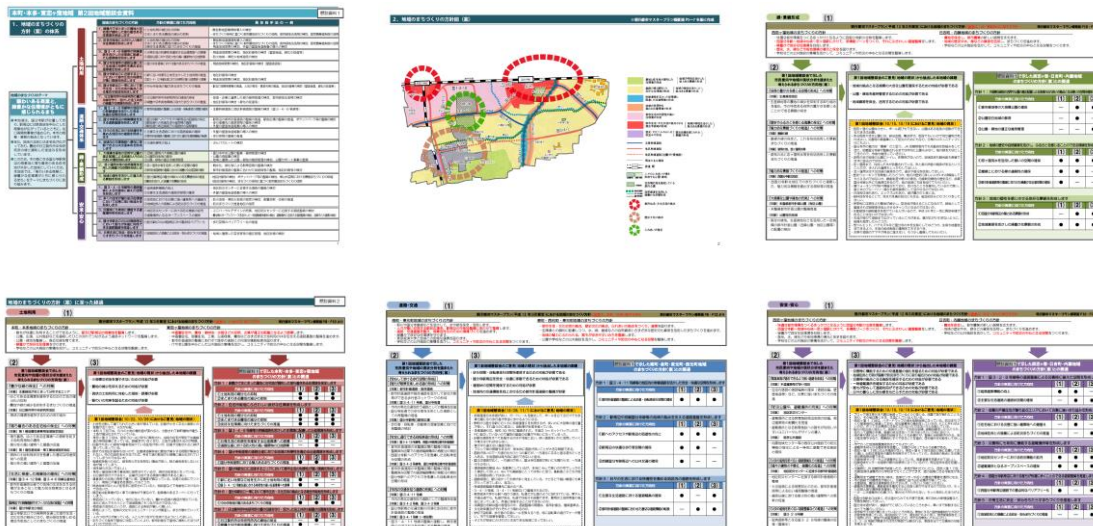
<開催風景>



【第2回：地域別のまちづくり方針(案)について】

期間	平成 26 年 11 月～平成 26 年 12 月	
回数	5 地域各 1 回（合計 5 回）	
参加者	44 名	
市報掲載	平成 26 年 11 月 15 日号「第 2 回地域懇談会を開催します」	
各回の概要	新町・北町・並木町・戸倉・東戸倉 ・富士本地域	日 時：平成 26 年 11 月 28 日（金） 19:00～21:00 会 場：国分寺市役所プレハブ会議室第一 参加者：5 名
	本町・本多・東恋ヶ窪地域	日 時：平成 26 年 12 月 4 日（木） 19:00～21:00 会 場：市立 L ホール 参加者：10 名
	西恋ヶ窪・日吉町・内藤地域	日 時：平成 26 年 12 月 10 日（水） 19:00～21:00 会 場：恋ヶ窪公民館 会議室 参加者：13 名
	南町・東元町・西元町・泉町地域	日 時：平成 26 年 12 月 17 日（水） 19:00～21:00 会 場：市立 L ホール 参加者：7 名
	高木町・光町・西町地域	日 時：平成 26 年 12 月 19 日（金） 19:00～21:00 会 場：ひかりプラザ 501 会議室 参加者：9 名

＜配布資料＞



＜開催風景＞



素案の公表と意見募集

素案に対する意見募集

期間	平成27年5月15日(金)～平成27年6月15日(月)
意見書数	3通(6件)
市報掲載	平成27年5月15日号 「国分寺市都市計画マスタープラン素案(素案)の意見募集と地域説明会を実施します」

地域説明会

期間	平成27年5月	
回数	5地域各1回(合計5回)	
参加者	45名	
各回の概要	本町・本多・東恋ヶ窪地域	日時:平成27年5月25日(月) 19:00~20:20 会場:市立Lホール 参加者:14名
	南町・東元町・西元町・泉町地域	日時:平成27年5月26日(火) 19:00~20:50 会場:市立Lホール 参加者:7名
	高木町・光町・西町地域	日時:平成27年5月27日(水) 19:00~21:30 会場:ひかりプラザ 501会議室 参加者:7名
	新町・北町・並木町・戸倉・東戸倉・富士本地域	日時:平成27年5月28日(木) 19:00~21:00 会場:国分寺市役所書庫棟会議室 参加者:8名
	西恋ヶ窪・日吉町・内藤地域	日時:平成27年5月29日(金) 19:00~21:15 会場:国分寺市役所書庫棟会議室 参加者:9名

出前説明会

期間	平成27年6月
対象	出前説明会を希望する市内で活動する団体
実施団体数	4団体

案の公表とパブリック・コメント(意見提出手続)の実施

パブリック・コメント(意見提出手続)

期間	平成27年11月16日(月)～平成27年12月15日(火)
意見書数	4通(13件)
市報掲載	平成27年11月15日号 「国分寺市都市計画マスタープラン(案)のパブリック・コメント(意見提出手続), 市民説明会を実施」



市民説明会

期間	平成27年11月				
回数	市全域2回				
参加者	24名				
各回の概要	<table border="1"> <tr> <td>1日目</td> <td>日 時:平成27年11月24日(火) 19:00~20:50 会 場:国分寺市役所第一・二委員会室 参加者:18名</td> </tr> <tr> <td>2日目</td> <td>日 時:平成27年11月28日(土) 10:00~11:20 会 場:市立Lホール 参加者:6名</td> </tr> </table>	1日目	日 時:平成27年11月24日(火) 19:00~20:50 会 場:国分寺市役所第一・二委員会室 参加者:18名	2日目	日 時:平成27年11月28日(土) 10:00~11:20 会 場:市立Lホール 参加者:6名
1日目	日 時:平成27年11月24日(火) 19:00~20:50 会 場:国分寺市役所第一・二委員会室 参加者:18名				
2日目	日 時:平成27年11月28日(土) 10:00~11:20 会 場:市立Lホール 参加者:6名				

庁内組織等

庁議

開催日	協議内容
平成25年 12月13日	・国分寺市都市マスタープラン改訂推進本部の設置について
平成27年 10月30日	・国分寺市都市計画マスタープラン（案）のパブリック・コメントの実施について
平成28年 2月3日	・国分寺市都市計画マスタープランの決定について

国分寺市都市マスタープラン見直し推進本部

	開催日	協議内容
第1回	平成26年 5月30日	・都市マスタープラン改訂の基本的な考え方について ・市民参加手法の考え方について
第2回	7月22日	・都市マスタープラン改訂骨子案について
第3回	平成27年 2月18日	・都市マスタープラン素案（たたき台）について
第4回	4月6日	・都市計画マスタープラン素案について
第5回	7月15日	・都市計画マスタープラン素案に対する意見等への対応の方向性について
第6回	8月27日	・都市計画マスタープラン（案）（都市計画審議会諮問）の決定について
第7回	10月27日	・都市計画マスタープラン（案）の決定及びパブリック・コメントの実施について
第8回	平成28年 1月25日	・都市計画マスタープラン（案）のパブリック・コメントの結果について ・国分寺市都市計画マスタープランの決定について

国分寺市都市マスタープラン見直し推進本部検討部会

	開催日	協議内容
第1回	平成26年 8月22日	・都市マスタープランについて
第2回	9月26日	・地域懇談会について
第3回	10月1日	・歴史・エコ重視の地域づくり（まちづくりの勉強会）
第4回	11月14日	・地域懇談会について
第5回	11月21日	・地域懇談会について
第6回	平成27年 3月25日	・都市マスタープラン素案（たたき台）に対する検討部会の意見について

都市計画審議会

開催日	報告・諮問内容
平成25年 11月22日	・報告事項：国分寺市都市マスタープランの改訂等について
平成26年 8月21日	・諮問事項：国分寺市都市マスタープランの改訂骨子について
平成27年 8月11日	・報告事項：国分寺市都市計画マスタープラン（素案）について
10月5日	・諮問事項：国分寺市都市計画マスタープラン（案）について

まちづくり市民会議

開催日	報告内容
平成26年 1月24日	・報告事項：都市マスタープランの改訂等について
10月7日	・報告事項：都市マスタープランの改訂等について
平成27年 6月15日	・報告事項：国分寺市都市計画マスタープラン（素案）について

国分寺市議会(建設環境委員会)

開催日	報告内容
平成25年 2月5日	・報告事項：国分寺市都市マスタープラン改訂の考え方について
8月9日	・報告事項：国分寺市都市マスタープラン改訂等業務委託事業者選定の結果について
平成26年 4月23日	・報告事項：「国分寺市都市マスタープラン」改訂の進捗状況について
6月11日	・報告事項：都市マスタープランの改訂について
7月28日	・報告事項： //
9月10日	・報告事項： //
平成27年 1月20日	・報告事項： //
2月26日	・報告事項： //
6月19日	・報告事項： //
8月12日	・調査事項：都市マスタープランについて
9月10日	・調査事項： //
11月6日	・調査事項： //
12月7日	・調査事項： //
平成28年 1月29日	・調査事項： //

国分寺市都市マスタープラン見直し推進本部設置規程

(設置)

第1条 国分寺市都市マスタープラン(平成12年3月策定)の見直しに際し、必要な事項を検討するため、国分寺市都市マスタープラン見直し推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 国分寺市都市マスタープランの見直しに関すること。
- (2) 国分寺市都市マスタープランの見直しに関連する重要な都市計画施策に関すること。

(組織)

第3条 本部は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 教育長
- (4) 執行機関の部長及び部長相当職の者

(本部長及び副本部長)

第4条 本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は市長、副本部長は国分寺市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則(平成20年規則第108号)に規定する第2順位副市長をもって充てる。

2 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部は、本部長が招集し、本部長は、会議の議長となる。

(検討部会の設置)

第6条 本部に国分寺市都市マスタープラン見直し推進本部検討部会(以下「検討部会」という。)を設置する。

2 検討部会は、本部が指定する事項について調査検討し、その結果を本部に報告する。

(検討部会の組織)

第7条 検討部会は、15人以内の職員(以下「部会員」という。)をもって組織し、市長が任命し、又は委嘱する。

(部会長及び副部会長)

第8条 検討部会に部会長及び副部会長を置き、本部長が部会員の中から指名する。

2 部会長は、検討部会を代表し、会務を総理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(検討部会の会議)

第9条 検討部会の会議は、部会長が招集し、部会長は、会議の議長となる。

(意見の聴取等)

第10条 本部及び検討部会(以下「本部等」という。)は、必要があると認めるときは、本部員及び部会員(以下「本部員等」という。)以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は本部員等以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第11条 本部等の庶務は、都市建設部都市企画課において処理する。

(平成26年訓令第16号・一部改正)

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

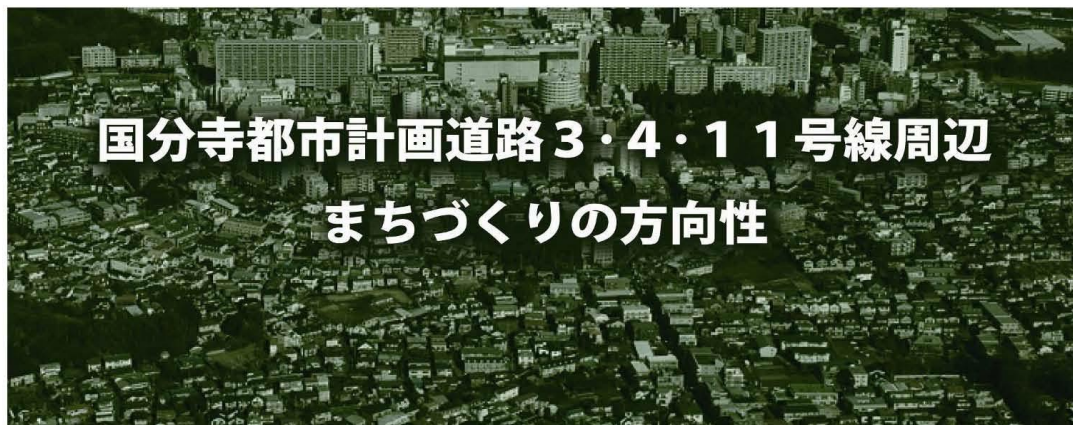
この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成26年訓令第16号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

国分寺都市計画道路 3・4・11 号線周辺まちづくりの方向性

国 3・4・11 号線周辺では、都市マスの見直し作業に先行して地域住民の方と懇談会を重ね、まちづくりの方向性を検討しました。以下の内容については、都市マスの中に反映しています。



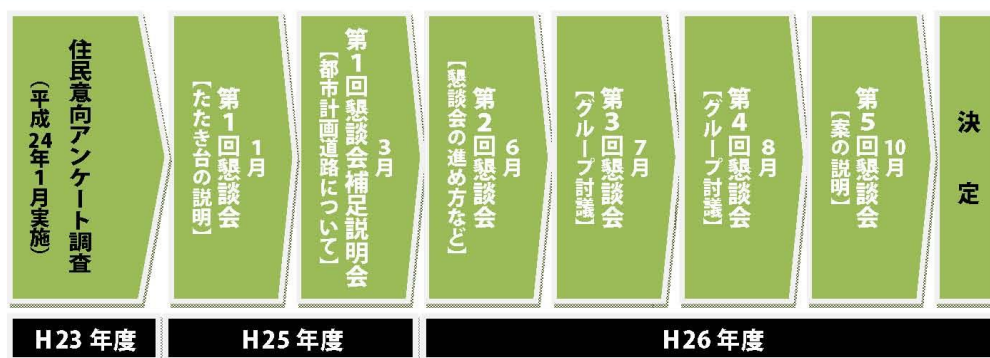
■ 国分寺街道と国分寺都市計画道路 3・4・11 号線について

国分寺街道は、幹線道路としては道路が狭く、歩道がないことから、歩行者や自転車の通行が危険であり、この危険な状況を改善するため、国分寺都市計画道路 3・4・11 号線（以下、「国 3・4・11 号線」という。）を第三次事業化計画^{*}の優先整備路線に位置付けました。

国 3・4・11 号線の整備に伴い、現在の国分寺街道沿道と新たに造る国 3・4・11 号線沿道の周辺地域における住環境・商業環境の大きな変化が予想されます。このため、道路整備の前にあらかじめ地域の将来像を定め、より良いまち・環境となるように「まちづくり」を進める必要があります。

※東京都と 28 市町で策定した「多摩地域における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）」では平成 18 年度～平成 27 年度までに優先的に整備する未着手の路線を選定しました。

策定までの取組み



アンケートによる住民意向調査などを基に作成した「まちづくりの方向性」のたたき台を基に懇談会でのご意見を踏まえ、「国分寺都市計画道路 3・4・11 号線周辺まちづくりの方向性」をまとめました。

国分寺市 都市建設部 まちづくり推進課 〒185-8501 東京都国分寺市戸倉 1-6-1
 Tel : 042-325-0111 (代表) (内線 456) Fax : 042-324-0160
 E-mail : machisuishin@city.kokubunji.tokyo.jp

国分寺都市計画道路3・4・11

■ まちづくりの方向性について

「国分寺都市計画道路3・4・11号線周辺まちづくりの方向性」は、沿道や周辺地域のまちづくりを進めるために、目指すまちの将来像を示したものです。

この内容を都市マスタープランに反映し、国3・4・11号線周辺まちづくりを進めてまいります。

■ 国分寺街道・国3・4・11号線重複区間エリア

まちづくりの方向性

駅近であるメリットを活かした住商両立のまちづくり

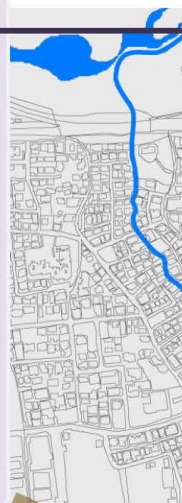
国分寺街道・国3・4・11号線重複区間エリアは、国分寺駅に最も近いエリアである優位性を活かし、多くの人々が行き交うまちを目指します。

中高層建築物の立地を誘導し、特に、駅に近い北側のエリアでは、低層階に店舗等があり学生や住民が集い楽しむことのできるまちを目指します。



まちづくりのイメージ

壁面後退によるオープンスペースを創出した場合のイメージ



■ 国3・4・11号線新設区間エリア

まちづくりの方向性

史跡と調和し、緑のある、安全・安心で住みやすい住宅環境のまちづくり

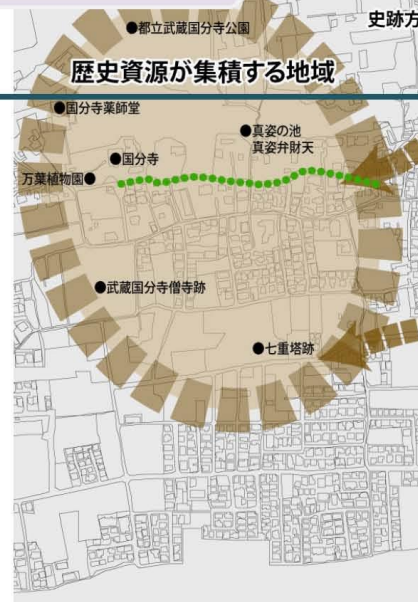
国3・4・11号線新設区間エリアでは、災害に強い中層住宅を誘導し、安全・安心のまちを目指します。

緑豊かな本エリアの特性を将来も維持するため、民有空間及び公共空間の緑化を進めるとともに、市の貴重な歴史資源である史跡との調和を図り、住みやすい住宅環境のまちを目指します。



壁面後退により前面空間を創出して緑を配置した場合のイメージ

まちづくりのイメージ



■ まちづくりの方向性を踏まえた取組

まちづくりの方向性が目指すまちの将来像の実現に向けて、以下のような取組について検討し、まちづくりを進めます。

国
分寺街道・国3・4・11号線重複区間エリア

まちなみ形成について

■土地の高度利用の促進による、多くの人々が行き交うまちづくり

- [取組] ○沿道建築物の中高層化、低層階への飲食・物販店舗、サービス業の立地誘導
○地区計画による低層階への店舗などの誘致を条件とした高さ制限の緩和

■学生・住民が集い、楽しむことのできるまちづくり

- [取組] ○飲食店（オープンカフェやモダンな酒場など）、衣料・雑貨店などの立地誘導と、壁面後退による道路沿いへのオープンスペースの創出

みちづくりについて

■沿道と一体となったゆとりの感じられる道づくり

- [取組] ○ゆとりある歩いて楽しい歩行空間の確保（壁面後退・公開空地の確保等）
○地区計画による道路側への緑の配置

国
分寺街道区間エリア

まちなみ形成について

■安心して歩き、楽しめる、魅力ある商店街づくり

- [取組] ○地区計画による、集合住宅等での低層階の店舗化の促進
○武蔵国分寺の歴史資源やお鷹の道等の散策路との連携を意識した店舗の立地誘導

■商店街の賑わいと魅力を高めるまちづくり

- [取組] ○商店会等、地域団体が主体のまちづくり（エリアマネジメント^{*}等）推進の検討
○地域団体による沿道店舗と道路空間を有効活用したイベント等の開催

^{*}エリアマネジメント：地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み。

みちづくりについて

■歩行者主体のゆとりある歩いて楽しい道づくり

- [取組] ○大型車の通行規制と、通過交通を抑制する道路形状の採用
○車両の時間帯規制の導入や一方通行の可否についての検討
○安心して歩くことができ、ショッピングや散策が楽しめる歩車共存道路としての整備・修景（花壇・街路灯・歩道美化など）
○お鷹の道等の歴史散策路との連動を意識した道路景観の形成
○不動橋・野川の桜などを活かした憩い空間の形成

国
3・4・11号線新設区間エリア

まちなみ形成について

■安全・安心して住むことのできるまちづくり

- [取組] ○地区計画による、延焼防止と遮音性の向上に寄与する道路側への緑の配置
○地区計画による、建物に対する構造規制（後背地への騒音緩和、耐震性の向上）

■災害に強いまちなみの形成

- [取組] ○中層マンション等の立地が可能な沿道の用途地域への変更

みちづくりについて

■安心して歩ける、緑ある道路空間の形成

- [取組] ○地区計画による道路側への緑の配置の促進

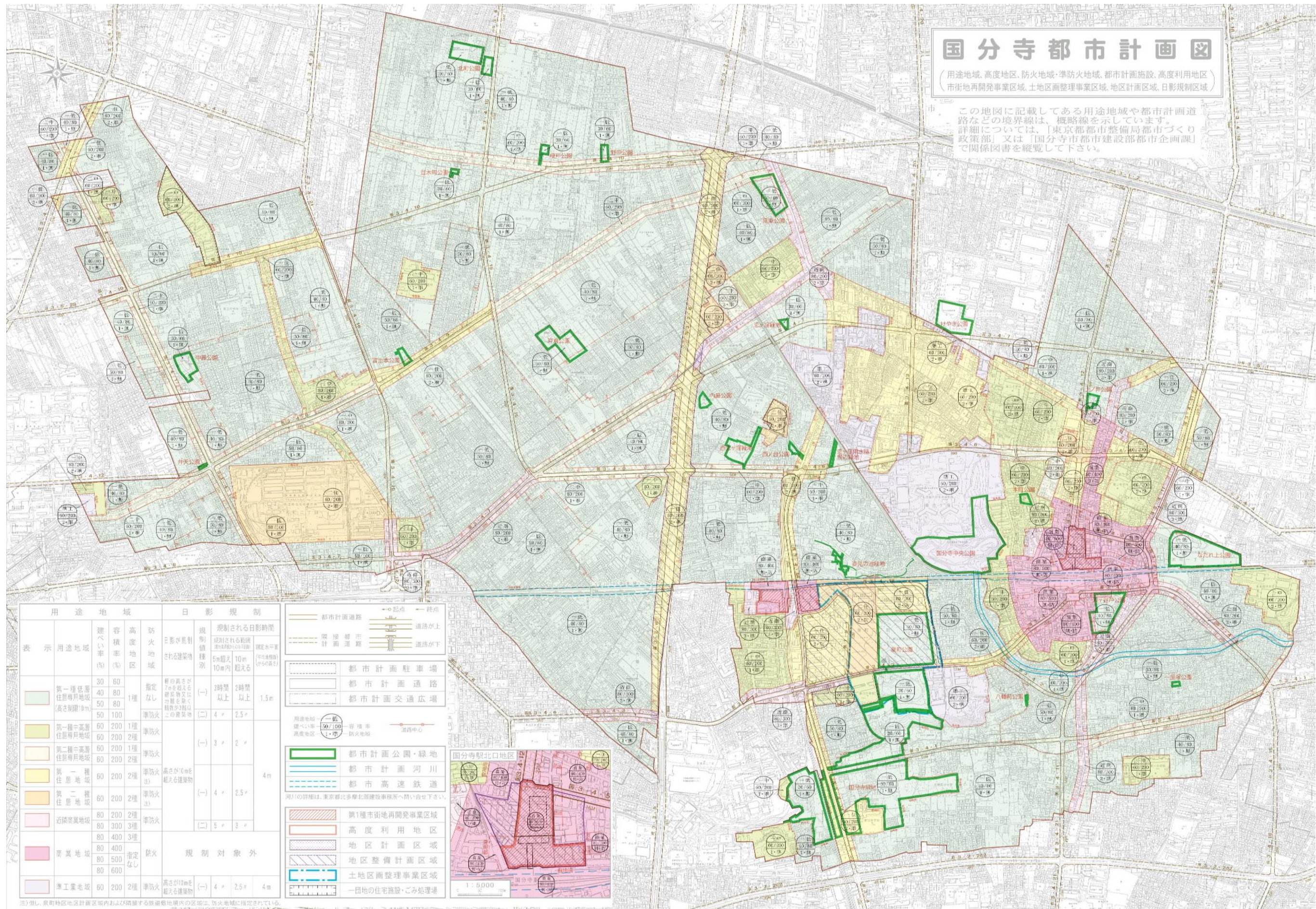
■都市計画道路と国分寺街道を結ぶ道づくり

- [取組] ○国3・4・11号線と国分寺街道の間を連絡する国3・4・1号線の整備

国分寺都市計画図

（用途地域、高度地区、防火地域、準防火地域、都市計画施設、高度利用地区、市街地再開発事業区域、土地区画整理事業区域、地区計画区域、日影規制区域）

この地図に記載してある用途地域や都市計画道路などの境界線は、概略線を示しています。詳細については、「東京都都市整備局都市づくり政策部」又は「国分寺市都市建設部都市企画課」で関係図書を縦覧して下さい。



用途地域		日影規制						
表示	用途地域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	防火地域	日影が規制される建築物	規制される日影時間	制限される範囲	制限高さ
第一種低層住居専用地域 (高さ制限10m)	第一種低層住居専用地域	30	60	1種	軒の高さが7mを超える建築物又は二層をこえる高さの建築物	2時間以上	10m以内	1.5m
	第一種中層住居専用地域	40	80	1種	軒の高さが7mを超える建築物又は二層をこえる高さの建築物	2時間以上	10m以内	1.5m
第一種中層住居専用地域	第一種中層住居専用地域	50	80	準防火	軒の高さが10mを超える建築物	4*	2.5*	4m
	第二種中層住居専用地域	50	100	準防火	軒の高さが10mを超える建築物	4*	2.5*	4m
第一種住居地域	第一種住居地域	60	200	1種	軒の高さが10mを超える建築物	3*	2*	4m
	第二種住居地域	60	200	2種	軒の高さが10mを超える建築物	3*	2*	4m
第二種住居地域	第一種住居地域	60	200	2種	軒の高さが10mを超える建築物	4*	2.5*	4m
	第二種住居地域	60	200	2種	軒の高さが10mを超える建築物	4*	2.5*	4m
近隣商業地域	近隣商業地域	80	200	2種	防火	規制対象外		
	商業地域	80	300	3種	防火	規制対象外		
商業地域	商業地域	80	400	3種	防火	規制対象外		
	商業地域	80	500	指定なし	防火	規制対象外		
準工業地域	準工業地域	80	600	指定なし	防火	規制対象外		
	準工業地域	60	200	2種	準防火	高さ10mを超える建築物	(-) 4*	2.5*

都市計画道路	都市計画河川	都市計画公園・緑地	都市計画駐車場
準防火地域	都市計画河川	都市計画河川	都市計画交通広場
防火地域	都市計画河川	都市計画河川	都市計画交通広場
準防火地域	都市計画河川	都市計画河川	都市計画交通広場



注) 国分寺市都市計画図内において、防火地域に指定されている区域は、防火地域に指定されている区域と見做す。

国分寺市都市計画マスタープラン

平成 28 年 2 月

発行 / 国分寺市
編集 / 都市建設部都市企画課
〒185-8501
東京都国分寺市戸倉 1 丁目 6 番地 1
電話：042-325-0111（代表）



国分寺市

